

最終報告 議会改革推進特別委員会

今年度、本特別委員会では「若者との交流事業の推進」、「議員報酬及び定数の見直し」及び「議会BCPの作成」の3項目につきまして重点的に調査・研究を重ねて参りましたので、主な活動内容と検討結果についてご報告申し上げます。

はじめに、1点目の「若者との交流事業の推進」に向けた取り組みでございますが、令和5年4月執行の市議会議員選挙における深刻な投票率の低下を受け、一昨年度(いっさくねんど)より、若年層を中心に市議会への興味・関心を高めるための取り組みを推進しておりました。今年度も市内の学校との交流事業を継続し、令和7年7月11日に3度目となる市立太田高校の生徒との意見交換会を、令和8年1月13日に新たな試みとして常磐高等学校の生徒との意見交換会を開催いたしました。

意見交換会では「市議会を身近に感じてもらう取り組みについて」とのメインテーマのもと、ふたつのサブテーマを設定し、若者にとっての身近な問題に関する提案や市議会に対する率直な意見を伺うことができました。

今後は、これまでの意見交換会の実施結果に基づく具体的な方策として議会議務局におけるインターンシップ実習生の受け入れや議会だより等による広報活動の見直し、市内学校の生徒などを対象とした交流事業の拡充を検討するなど、参加者より寄せられた貴重な意見を実践に結び付けていくため、市議会として議論を深めながら若者との交流事業について引き続き取り組むことの重要性について再認識することができました。

続いて、2点目の「議員報酬及び定数の見直し」に向けた取り組みでございますが、昨今の物価高騰や地方議員のなり手不足、人口減少といった社会情勢を踏まえ、直近の市議会議員選挙の状況や同一人口規模の自治体における議員報酬及び定数の設定状況に基づき、本市の現状と今後の考え方について委員間の自由討議を中心に議論を進めて参りました。

議員報酬については、幅広い人材に議員のなり手となってもらふことや、同一人口規模の自治体における議員報酬の平均額との比較結果を考慮すると増額の余地があるとの意見がある一方で、まずは社会保障面での充実を優先すべきとの意見や、報酬の増減については議員間の協議のみで決定せず、有識者による見解や市民意見を聴取した上で慎重に検討すべきとの意見がありました。

議員定数については、社会全体において将来的な人口減少が危惧されていることから削減することを前提に議論を進めるべきという意見がある一方で、本

市の現状として顕著な人口減少が見受けられず、また定数削減は市民の相談先の減少にもつながりかねないという点を踏まえ、まずは現状の定数の妥当性についての議論が必要であるとの意見がありました。

本項目につきましては、報酬、定数ともに同一人口規模の自治体における平均値等のデータに基づいた協議も重要であるが、本市の現状を踏まえた議論を中心として定期的に増減の必要性について議員の意見を聴取すべきであり、現時点で一定の結論を導くことは時期尚早であることから、今後も社会情勢の変化を注視しつつ、協議を継続させることの必要性を確認することができました。

続いて、3点目の「議会BCPの作成」に向けた取り組みでございますが、議会運営委員会及び本特別委員会にて実施された行政視察において議会BCPに関する調査研究が行われ、本市議会においても作成に向けて早急に取り組むべきであるとの報告がなされたことから、本市議会の状況に照らし合わせた議会BCPの作成に取り組んで参りました。

作成に当たっては、計画の対象となる災害種別の規定や既存の大規模災害対応指針の取り扱い、議員が把握した災害情報の取り扱いに関する注意事項、災害発生時の執行者と議会それぞれの立場及び関係性や想定される行動パターンの内容など、多岐にわたる項目について委員間の議論を重ね、令和8年2月5日の委員会において「太田市議会業務継続計画の作成について」の改革案を決定し、議長へ提出いたしました。

本計画の運用により、災害発生時の議員、議長、議会事務局の大まかな行動パターンや定例会招集告示前から閉会までにおける行動フロー図が示され、議会の機能維持に向けた基本的な行動体制の共有が図られるとともに、個別に実施された災害への対応策を記録として残し、順次アップデートすることで、新たな災害発生時に過去の取り組み内容を参照とした速やかな対応策の構築に寄与できるものと考えられます。

以上、令和7年3月定例会から本日までの活動状況についてご報告申し上げます。

続きまして、本特別委員会の活動について総括的な報告を申し上げます。本特別委員会は「市政に市民の意見を反映させ、更なる議会の活性化を図り、市民に分かりやすい開かれた議会を実現するための手法について、調査研究を行うこと」を目的として、令和2年5月臨時会において設置され、令和5年の改選を経て6年間にわたり市民に開かれた議会のあり方や議会の機能のあり方、議員の処遇及び活動のあり方について様々な調査、研究及び協議を行って参りました。

少子高齢化及び人口減少の加速といった社会情勢の急激な変化に伴い地方自治体の財政基盤の脆弱化が危惧される中、限られた経営資源を有効活用するため、議会には長中期的な視点に立った厳格なチェック機能が不可欠であると考えられます。

また、既存の枠組みでは捉え切れない複雑な地域課題に対し、多様な住民ニーズを正確に汲み取る「住民の代表機関」としての機能強化が求められるとともに、議会の意思決定プロセスを可視化し、住民が直接参画できる機会を保障することは地方民主主義の根幹を支える急務の課題であると考えられます。

こうした背景を踏まえ、本特別委員会における協議の検証結果として議会基本条例の検証や委員会へのオンライン参加に向けた規定の整備、傍聴規則の見直し、ハラスメント防止条例の制定、電子採決システムの導入など、実効性のある改革を行うことができ、特別委員会として一定の成果を出すことができたものと考えております。

本特別委員会としての調査研究はこの報告をもって終了となるわけではありますが、議会改革に「終わり」はございません。整備された制度やシステムをいかに活用し、住民福祉の向上につなげていくか、その運用能力がこれからの焦点となります。今後も不断の自己改革を継続し、住民の皆様の信託に足る、真に自立した議会の実現に向け議会一丸となって邁進する必要があることを申し上げ、本特別委員会の最終報告とさせていただきます。